附則の次に次の別表を加える。

別表（第十一条関係）

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する		
第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた	
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類	
	記載又は記録	記載	
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面	
	当該書面又は電磁的記録	当該書面	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	
第百六十条第一項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法	
	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について	
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書	
	当該電子調書	当該調書	
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載	
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して	
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する	
第二百六十一条第四項	電子調書	調書	
	記録しなければ	記載しなければ	

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第六十七条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の四中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条並びに第百九条」を「並びに第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第百八条中「裁判長」とあるのは「主務大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

第六十六条の六中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

第六十八条　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「（書類等の提出）」に改め、同条中「必要な書類」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第三十四条の二において同じ。）」を加え、同条ただし書中「所持者」の下に「又はその電磁的記録を利用する権限を有する者」を加える。

第三十四条の二第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削る。

（預託等取引に関する法律の一部改正）

第六十九条　預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条並びに第百九条」を「並びに第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第二十五条中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。